

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 流通部会 意見のまとめ（案）【概要】

1. 基本的な考え方

（1）販売価格について

価格の低減化を図るため、①各校の「独自標準服」の価格を参考とした希望販売価格の設定（適宜見直しを行う。）、②複数校でデザインを共通とすることによるスケールメリットの活用、③生地・機能性の違いによる複数価格帯の設定が考えられる。

（2）仕様について

保護者の選択肢の確保や価格の低減化を図るため、①外観の基準は統一するものの、生地・機能に幅を持たせることにより、標準服製造メーカーの創意工夫を認めること、②キュロットスカート以外の通常のプリーツスカートや安価なシャツ等も選択肢とすることが考えられる。

2. 製造について

メーカー間の競争を促し、より安価で良質な製品を供給できる仕組みとするため、①希望販売価格以下でかつ基準となる仕様に基づき製造できるメーカーの全てを参入可能とする、但し、②品質担保のため、メーカーと教育委員会間で協定を締結するなどにより、教育委員会が認めたメーカー（「標準服製造認証メーカー」以下「認証メーカー」とする。）のみを参入可能とする方法が考えられる。

また、保護者の幅広いニーズに応えるため、認証メーカーには、希望販売価格を超える製品の設定も可能とすることが考えられる。

3. 販売について

（1）届出販売店について

品質担保や、保護者の選択肢の確保、学校における販売・採寸など利便性の確保の観点から①「認証メーカー」が製造し仕様に適合した製品を取り扱うこと、②学校における販売・採寸が可能であることを条件に教育委員会へ届出した販売店を「届出販売店」とし、いずれの「届出販売店」でも購入できることを基本とすることが考えられる。（「届出販売店」には、販売店を通さず直接販売を行う「認証メーカー」を含む。）

（2）推奨販売店について

学校における販売・採寸や、入学式までに希望生徒全員に対し納品すべき責任を明確にするため、各校において、「届出販売店」の中から、複数社を指名し、見積合わせ等により学校が推奨する販売店を「推奨販売店」として複数社選定する方法が考えられる。一方で、「モデル標準服」の対象とならない学年の生徒に対しては、既存の「独自標準服」のアフターフォローにも配慮する必要がある。

保護者は「推奨販売店」以外の「届出販売店」からも購入可能であるため、「届出販売店」の一覧をホームページ等に掲載するなどにより、保護者に情報提供することが望ましい。

4. 品質担保について

毎年度、メーカーに対して仕様書に定めた仕様に適合しているか確認することで品質担保を行うこととし、仕様に適合していない場合は、注意・勧告といった改善要請を行う。改善が見られないなどの場合には、協定の解消や更新を行わぬことにより品質を担保することが考えられる。